

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	08	府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形）不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	外航日本人船員に係る住民税の軽減制度の創設	
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 年間6ヶ月以上国外で就労する日本人船員の給与所得に係る住民税の軽減制度を創設する。 ・ 特例措置の内容 年間6ヶ月以上国外で就労する日本人船員本人について、給与所得に係る住民税の1/2を軽減する制度を創設する。 	
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第24条の5、第295条 </div>	
要望理由	<p>海洋国家である我が国の社会・経済にとって欠くことのできない海運は、船舶の運航に従事する船員及び陸上でこれを管理・支援する海技者により支えられている。海上輸送の安全・安定を確保する上で、人的基盤（ヒューマンインフラ）である船員（海技者）の果たす役割は非常に大きく、優秀な日本人船員の確保・育成については、国が積極的に推進する必要がある。</p> <p>現在、外航日本人船員は厳しい国際競争の中、ピークであった約5万7千人（昭和49年）から、約2,600人（平成20年）に極端に減少しており、非常時における対応を含め、我が国経済・国民生活の向上にとって不可欠の安定的な国際海上輸送を確保する上で憂慮すべき事態となっていることから、本制度の創設による優遇制度付与を行うことにより、職の魅力を増大させ、技量優秀な日本人船員の維持・拡大、若年船員等の確保を図る必要がある。</p> <p>技量優秀な日本人船員の維持・拡大、若年船員等の確保を図る上で、海上労働は長期間家族から離れて労働に従事するといった陸上労働とは比較にならないほどの厳しい条件の下にあることから、若者の職業観、生活観等になじみにくく、長期航海する外航船舶や遠洋トロール等の漁船においては、若手船員の不足問題が顕在化している。</p> <p>このため、年間6ヶ月以上居住地を離れ、地方自治体による住民サービスを受用することができない長期航海する船員本人について給与所得に係る住民税の1/2を軽減し、当該船員の税負担を軽減することにより、労働意欲を向上させるとともに魅力ある職場作りの一環として、若年船員等の確保を図ることが期待できるため、本制度の創設による税制上の支援を行うことが必要である。</p> <p>① 租税特別措置等の背景にある政策に今日的な「合理性」が認められるか 海洋国家である我が国の社会・経済にとって欠くことのできない海運は、船舶の運航に従事する船員及び陸上でこれを管理・支援する海技者により支えられており、海上輸送の安全・安定を確保する上で、優秀な日本人船員の確保・育成は、必要不可欠である。 こうした中、外航日本人船員は厳しい国際競争の中、極端に減少しており、非常時における対応を含め、我が国経済・国民生活の向上にとって不可欠の安定的な国際海上輸送を確保する上で憂慮すべき事態となっていること等から、職の魅力を増大させ、技量優秀な日本人船員の維持拡大、若年船員等の確保を図ることが必要であり、本制度による特例措置は合理性を有するものである。</p> <p>② 租税特別措置等の政策実現に向けた手段としての「有効性」が認められるか 船員の優遇税制を行うことによる船員確保の効果として、税法上船員の特例措置を講ずることは、国が船員職業の重要性を認知していることを広く知らしめることに重要な意義があり、船員確保対策として極めて大きな効果をもたらすことから、本制度による特例措置は有効性を有するものである。</p> <p>③ 租税特別措置等に補助金等の政策手段と比して「相当性」が認められるか 外航日本人船員の確保については、平成20年度のトン数標準税制の創設に伴う改正海上運送法第34条に基づく日本籍船・日本人船員の確保に係る基本方針において、当面の目標として、日本人船員の数を10年で</p>	

		<p>1. 5倍に増加させることを目標としているところ、当該施策と相まって、長期航海する船員について給与所得に係る住民税の1/2を軽減して当該船員の税負担を軽減することにより、船員に直接インセンティブを与えることは、船員の確保対策を総合的・一体的に講じる上で必要であることから、政策手段として適切と考える。</p>		
減収見込額		(初年度) 352 (-)	(平年度) 352 (-)	(単位:百万円)
地方税以外の措置	既存	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 航海日当の非課税措置 ・ 融資、補助金その他 		
	22年度の要望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 外航日本人船員に係る所得税の軽減制度の創設 ・ 融資、補助金その他 		
過去の要望経緯		平成8年度税制改正時に新設要望(認められず)		
本要望に対応する縮減案				